



「^ふ^ど^き風土記」って、どういうものなの



諸国^{しょこく}の地名・産物・言い伝えなどを記録して、朝^{ちょう}廷^{てい}に提出した報告書だよ。

元明天皇^{げんめいてんのう}が諸国につくらせた

奈良時代の713年、元明天皇は、諸国の国司^{こくし}に対して、命令を出しました。それは、諸国の郡^{ぐん}・郷^{ごう}の名前を、好ましい字で書き、産出する鉱物・植物・動物などや、土地が肥^ひよくかどうか、山・川・野原の名前の由来、言い伝えなどを、記録して報告するように、というものでした。この命令により、国ごとにつくられ、朝廷に提出された報告書が、「風土記」です。

「風土記」をつくらせた目的

「風土記」は、律^{りつ}・令^{りょう}にもとづいて、政治が行われていた時代^{りつりょうじだい}（律令時代）の、地方を治めるための資料となるものです。国がつくった歴史書「日本書紀」が、皇室^{こうしつ}の権威^{けんい}（権力と威力）を歴史的に確かめたのに対し、「風土記」は、日本のすみずみまで、天皇の支配がゆきわたっていることを、確かめようとしたもの、といわれています。

五つの「風土記」しか残っていない

こうしてつくられた「風土記」のうち、今も残っているのは、出雲^{いずも}（島根県）・常陸^{ひたち}（茨城県）^{はりま}・播磨^{はりま}（兵庫県）^{ひぜん}・肥前^{ひぜん}（佐賀県・長崎県）^{ぶんご}・豊後^{ぶんご}（大分県）の五つです。そのうち、完全な形で残っているのは、命令から20年後の733年に提出された、「出雲国風土記^{いずものくにふどき}」だけです。命令を受けた国司たちは、すぐには報告書を書けなかったらしく、肥前・豊後の「風土記」の提出は、出雲よりさらに後になったようです。

ことばの意味 国司 朝廷から諸国に派遣された、今の都道府県知事にあたる役人。